

ID: 18

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町行政財産使用料徴収条例 第3条		
<b>例規番号</b>	平成10年 条例第6号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (使用料の減免)                      第三条 町長は、次の各号の一に該当するときは、当該行政財産の目的外使用に係る使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>一 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、行政財産の目的外使用をするとき。</p> <p>二 町内の公共的な団体が、直接公共の利益の用に供するため、行政財産の目的外使用をするとき。</p> <p>三 他の者が本町と共催して開催する集会、行事等の用に供するため、行政財産の目的外使用をするとき。</p> <p>四 本町職員の福利厚生のため設置された団体が、その事務所若しくは事業所又は事業の用に供するため、行政財産の目的外使用をするとき。</p> <p>五 行政財産の寄附者又はその相続人その他の包括承継人が、当該行政財産の目的外使用をするとき。</p> <p>六 前各号に掲げるほか、公益上特別の理由がある場合で、町長が特に必要があると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日